

浄化槽法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 浄化槽設備士試験及び浄化槽管理士試験に係る手数料の額を、浄化槽設備士試験については三万千七百円、浄化槽管理士試験については二万三千六百円とすること。
(第三条関係)

二 この政令は、公布の日から施行すること。

(附則関係)